

## 平成28年度施設基準等に係る定例報告について

東北厚生局青森事務所

### 1 昨年度からの主な変更点

#### (1) 自己点検方式の導入

「基本・特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の通知において、「届出を行った保険医療機関は、毎年7月1日現在で届出書の記載事項について報告を行うものであること。」とされており、従来はこれに基づき施設基準の実績等の報告を求めていた。

今年度から保険医療機関・保険薬局が自ら施設基準の要件を満たしているか点検し、その結果を厚生局へ報告する自己点検方式を全国一律で導入することとなった。

そのため、昨年度までは報告対象となる施設基準を届出している保険医療機関等  
にのみ報告様式を送付していたが、今年度は自己点検方式を導入するため、全ての保険医療機関等に対して様式を送付することとなる。

#### <報告にあたっての留意事項>

- ・報告対象機関、送付様式、報告の可否については別添のとおり。
- ・各保険医療機関等における施設基準の届出状況は、東北厚生局ホームページで確認が可能。

東北厚生局ホームページのトップ(<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/index.html>)より、

ホーム ▶ 業務内容 ▶ 保険医療機関・保険薬局・柔道整復師関係 ▶ 「施設基準の届出受理状況について」から「施設基準の届出受理状況(全体)」もしくは「保険外併用療養費医療機関一覧」をご確認ください。

- ・定例報告の様式は東北厚生局ホームページからダウンロード可能。

東北厚生局ホームページのトップ(<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/index.html>)より、

ホーム ▶ 業務内容 ▶ 保険医療機関・保険薬局・柔道整復師関係 ▶ 「施設基準の定例報告について」をご確認ください。

#### (2) 向精神薬多剤投与に係る変更

平成28年度診療報酬改定により、年1回の報告から四半期に1回の報告に変更となったことから、当該報告に係る事務連絡文書を同封。

#### <報告にあたっての留意事項>

- ・報告様式は東北厚生局ホームページからダウンロード可能。

東北厚生局ホームページのトップ(<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/index.html>)より、

ホーム ▶ 業務内容 ▶ 保険医療機関・保険薬局・柔道整復師関係 ▶ 「施設基準の定例報告について」 ▶ 「向精神薬多剤投与に係る報告について」をご確認ください。

2 事務連絡の発出

平成28年7月1日(金)

3 提出期限

平成28年8月1日(月)

4 定例報告に関するお問い合わせ

東北厚生局青森事務所

〒030-0801 青森市新町2-4-25 青森合同庁舎6階

TEL 017-724-9200

報告対象機関

区分	対象機関
① 病院	全件
② 有床診療所	全件（入院基本料を届け出ているものに限る。病床を有しているが、入院基本料の届出がないものは、無床診療所として取り扱う）
③ 無床診療所 A	次の施設基準をひとつ以上届け出ている無床診療所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 糖尿病透析予防指導管理料</li> <li>・ ニコチン依存症管理料</li> <li>・ 在宅療養支援診療所 1～3</li> <li>・ 診療情報提供料（I）の地域連携診療計画加算</li> <li>・ 在宅患者訪問褥瘡管理指導料</li> </ul>
④ 無床診療所 B	③以外の全ての無床診療所

送付様式等

区分	送付様式等
① 病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設基準等の届出状況報告の提出について（病院）・・・（1）</li> <li>・ <u>施設基準の届出の確認について（病院・医科（有床診療所））</u>・・・（2）</li> <li>・ 向精神薬多剤投与に係る報告について・・・（3）</li> </ul>
② 有床診療所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設基準等の届出状況報告の提出について（有床診療所）・・・（1）</li> <li>・ <u>施設基準の届出の確認について（病院・医科（有床診療所））</u>・・・（2）</li> <li>・ 向精神薬多剤投与に係る報告について・・・（3）</li> </ul>
③ 無床診療所 A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設基準等の届出状況報告の提出について（無床診療所 A）・・・（1）</li> <li>・ <u>施設基準の届出の確認について（医科（無床診療所）・歯科）</u>・・・（2）</li> <li>・ 向精神薬多剤投与に係る報告について・・・（3）</li> </ul>
④ 無床診療所 B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設基準等の届出状況報告の提出について（無床診療所 B）・・・（1）</li> <li>・ <u>施設基準の届出の確認について（医科（無床診療所）・歯科）</u>・・・（2）</li> <li>・ 向精神薬多剤投与に係る報告について・・・（3）</li> </ul>

報告の要否

区分	報告の要否
① 病院	(1) ..必ず報告 (2) ..必ず報告 (3) ..該当する場合のみ報告
② 有床診療所	(1) ..必ず報告 (2) ..必ず報告 (3) ..該当する場合のみ報告
③ 無床診療所A	(1) ..必ず報告 (2) ..施設基準を満たしていない場合のみ報告 (3) ..該当する場合のみ報告
④ 無床診療所B	(1) ..該当する場合のみ報告 (2) ..施設基準を満たしていない場合のみ報告 (3) ..該当する場合のみ報告